

次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】 2025年4月1日から2027年3月31日まで

仕事と家庭の両立に関する環境整備について更なる充実を図り、より効率的でメリハリのある働き方の実現にむけて取組を実施する。

【内容】

目標 1	育児休業の取得状況を次の水準以上にする ・男性社員：計画期間内に育児休業等及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が50%以上かつ育児休業等を取得した者が1人以上 育児休業取得者の平均取得期間を22日以上 ・女性社員：計画期間内に出産した者の75%以上が取得
-------------	--

〈対策〉

- ・育児休業や育児両立支援制度、会社規程を周知し、育児休業取得を推進する
- ・配偶者に出産予定のある男性社員及び上司へ早期に制度を周知し、育児休業取得を推奨する
- ・育児休業を取得する男性社員が長期に休業を取得できる環境づくり

目標 2	多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮ができる企業風土づくり
-------------	---------------------------------

〈対策〉

- ・テレワーク等、場所にとられない働き方の環境を整備する
- ・育児をしながら働く為の制度を周知し利用を促進する
- ・社内外で勉強の場の提供、意見交換会等を実施し、キャリアアップを支援する
- ・不妊治療に関して、社員のニーズに即した制度を検討する

目標 3	全てのフルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満とし、月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
-------------	---

〈対策〉

- ・時間外労働の削減に向け、全社方針を社内発信する
- ・勤務管理状況を把握できるシステム環境整備の他、時間外労働を削減する仕組み作りに取り組む

目標 4	年次有給休暇平均取得日数を年13日以上とする
-------------	------------------------

〈対策〉

- ・年次有給休暇および長期休暇（5日以上）の計画的取得を促進する
- ・休暇を取得しやすい制度作りに取り組む